

メールの誤送信による個人情報の流出について

区は、個人情報を含む内容のメールを誤った宛先に送信してしまいました。

区は再発防止に向け、メールの取り扱いについて厳正を期し、再発防止策を徹底し、区民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和6年1月9日（火曜）、みなと保健所の職員が、医療機関の開設の相談にメールで返信したところ、別の相談者のメールアドレスに、氏名、携帯電話番号とメールアドレスを含む内容を誤送信してしまいました。

同日、誤ってメールを受けとった方から指摘を受け、判明しました。

誤送信の判明後、直ちに個人情報を含むメールの削除を依頼し、削除していただきました。また、同日中に情報流出となった当初の相談者に状況を説明して、謝罪をいたしました。

2 原因

類似の相談を複数受けている中、メールを送信する際に十分に宛先を確認せずに送信してしまいました。

3 再発防止策

区は、今後このような誤りを起こさないために、メールの送信先と送信内容を突合し、正しい宛先であることを確認できたのちに送受信を行うことを徹底してまいります。メールの返信や転送機能を使用して送信する場合は、引用されるメール中に当人情報以外の個人情報の有無を確認し、漏洩がないよう徹底します。

さらに、類似の案件を取り扱う場合には、同時並行して処理をせず、一つ一つ丁寧に対応することを徹底します。

職員に個人情報の取り扱いに関する研修を実施して、個人情報の重要性を再認識させるとともに、緊張感を持って業務にあたるよう指導してまいります。

【問合せ先】

生活衛生課

生活衛生課 医務・薬事係

課長：鈴木（すずき）

係長：二山（にやま）

電話：03-3455-4424（直通）

電話：03-6400-0044（直通）